

## 関市広告付き案内地図板設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関市広告付き案内地図板（以下「案内地図板」という。）の設置に関して、関市広告掲載要綱（平成20年8月7日施行。以下「要綱」という。）及び関市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 案内地図板は、関市役所庁舎及び関駅西口交通広場待合所のうち市長が指定する場所に設置するものとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて案内地図板を設置する者（以下「地図板設置者」という。）が負担するものとする。

(設置期間)

第3条 案内地図板の設置期間は、原則として5年とする。ただし、地図板設置者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(案内地図板の表示内容)

第4条 案内地図板に表示する内容は、市役所用においては市内の情報提供及び庁舎案内並びに民間企業等の広告をする目的で、関市全図、公共施設案内、庁舎案内及び広告とし、関駅西口交通広場待合所については、関市全図及び観光案内のみを表示するものとする。

(広告主)

第5条 案内地図板に掲載する広告は、原則として市内に活動拠点を持つ法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(地図板設置者の募集方法)

第6条 地図板設置者は市のホームページにより公募を行うものとする。

2 募集に際し、募集期間及び地図板設置者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項を定める。

(案内地図板の設置の申込み)

第7条 案内地図板を設置しようとする者は、前条第2項において定める募集要項に基づき、関市広告付き案内地図板設置申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して応募するものとする。

(地図板設置者の審査)

第8条 前条の規定による申込みがあった場合は、提出された書類等に基づき、案内地図板の設置の実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（広告掲載料）などを総合的に評価し、地図板設置者を選定するものとする。

2 市は、広告付き案内地図板の設置の申込みをした者に対し、前項に基づく審査の結果を、関市広告付き案内地図板設置許可・不許可決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告の募集及び掲載の決定)

第9条 地図板設置者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 地図板設置者は、広告主及び広告内容について、事前に関市広告付き案内地図板広告掲載申

込書（第3号様式）を提出し、審査を受けなければならない。

3 前項の申込みがあった場合は、広告掲載の可否を決定して、地図板設置者に関市広告付き案内地図板広告掲載決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 地図板設置者は、市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、地図板設置者の責によらない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料の一部または全部を返還することができる。

（地図板設置者の責務）

第11条 地図板設置者は、広告に対する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 案内地図板の設置後に、広告主又は広告内容について、要綱、基準及びこの要領の規定により広告を募集することに支障が生じた場合、地図板設置者は、速やかに市にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置を取らなければならない。

3 地図板設置者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、募集要項に定める提案条件及び案内地図板の規格等を満たしたものを設置しなければならない。

4 地図板設置者及び広告主に前3項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

5 メンテナンス、破損、転倒等の事故時対応、損害賠償等、一切の保有管理に関しては地図板設置者の責任と負担において処理するものとする。

（中止）

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、案内地図板の設置を中止または撤去することができる。

（1）広告の内容が不相当と認められるとき

（2）地図板設置者としてふさわしくないと認められるとき

（3）その他市長が不相当と認めるとき

（その他）

第13

条 この要領に定めるもののほか、案内地図板に関し必要な事項は、別途協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年12月24日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

関市広告付き案内地図板設置申込書

年 月 日

関市長 へ

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

関市が募集する広告付き案内地図板設置について、関係書類を添えて申し込みます。

本年度及び前年度の広告付き案内地図板設置の実績 (別紙可)	
広告掲載料	円
広告の募集方法	
担当者氏名 電話及びFAX番号 メールアドレス	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li><li>・ 過去2年分の法人税及び法人事業税それぞれ未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その他）</li><li>・ 事業所（会社）概要</li><li>・ 広告付き案内地図板設置事業企画提案書（広告付き案内地図板のイメージ図又は写真を含む）</li></ul>

※ 申込みに当たっては、関市広告掲載取扱要綱、関市広告掲載基準、関市広告付き案内地図板設置取扱要領の内容を遵守します。

第2号様式（第8条関係）

関市広告付き案内地図板設置許可・不許可決定通知書

第 号  
年 月 日

様

関 市 長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告付き案内地図板設置申込みについて下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 許可します。
	<input type="checkbox"/> 許可しません。 (理由： )

第3号様式（第10条関係）

関市広告付き案内地図板広告掲載申込書

年 月 日

関市長 へ

(広告付き案内地図板設置者)

所在地

名称

代表者氏名

関市広告付き案内地図板設置取扱要領第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1. 広告申込者

No.	所在地	名称	申込期間	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2. 添付書類 広告案

3. その他

(1) 上記の全ての申込者は、関市広告掲載取扱要綱、関市広告掲載基準、関市広告付き案内地図板設置取扱要領の内容を遵守します。また、関市の市税等の納税状況を市が確認することに同意しています。

(2) 広告付き案内地図板設置者

担当者：

連絡先：

第4号様式（第10条関係）

関市広告付き案内地図板広告掲載決定通知書

年 月 日

（広告付き案内地図板設置者）

様

関市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果

名 称	可否の別	備 考

2. 付帯条件等